

令和 7 年第 3 回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和 7 年 3 月 7 日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和 7 年第 3 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 7 日(金) 午前 2 時 00 分

奥州市役所江刺総合支所 214 会議室

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

出席委員（24名）、欠席委員（0名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農地係 係長	佐藤 茂樹
農業振興係 係長	菅野 伸

議長 ただいまより、令和7年第3回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員はおりません。出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、17番、菊地隆文委員、18番、三浦正幸委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 本日の総会は臨時的な招集でございますので、内容の説明につきましては、定例招集となる次回の総会の際に解説も加えてさせていただきたいと思っております。ついては、今回はなしということでお諮りさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 以上、説明を踏まえて、質疑をなしとしてよろしいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定につ

いてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今回の案件は、所有権の移転が1件です。番号1は、新規就農のため総額10万円で売買するものです。譲受人は外国籍の方となります。法令上、日本国籍を有することは要件となっていないので、農地の権利を取得することは可能ですが、まず、日本に居住し在留資格を持っている必要があります。在留カードを確認し、農業を営むために必要な在留資格を有していることを確認しています。また、令和6年第2回農業委員会総会で審議保留となり、申請者から営農計画などを見直すために取下げられた案件でしたが、農地の現況を復旧し、農作業受委託契約でナスを作付けしていた実績があることから、今回取得するにあたって、労働力等については問題ないと判断しています。トラクター、管理機、耕運機を所有しており、ナスを作付け予定です。以上、1件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 前に、何か廃材置き場になって「ちょっとこれは」となった場所じゃないですよね。確認です。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 ただいまのご質問についてです。審議保留になった経過としましては、「トラクターを所有してはいるんだけど、耕作内容には合わないようなものではないか」ということ、「廃品回収等の事業もされている方でもあって、耕作目的で取得するものではないんではないか」というようなお話が出ておりました。また、現地につきましても、もともと果樹を栽培する形状になってまして、野菜の栽培はできないような、木がまだあって途中まで伐採してるような、いわゆる中途半端な状態になっていたもので、これは本当にやっていけるんだろうかというご質問等があり、確認を要するということで審議保留となっていました。申請者にお話ししましたところ、まだ途中で、しっかりと計画がなっていない状態だったので、一旦

取り下げたいということになっていたお話です。現地がですね、ご指摘のあった廃品とかがあったというような、不適切な理由があったというわけではございません。以上になります。

議 長 よろしいですか。

22 番委員 ありがとうございます。

(「議長」の声あり)

議 長 21 番、岩渕壽子委員。

21 番委員 21 番、岩渕壽子です。去年、その後にちょっと見回りしましたら、ナスを結構いっぱいやっておりましたから、やる気はあるんだなと思いました。廃品回収したものを、その土地に置かれたら困るなと思ったんですけれども、結局は、ちゃんと最後までナスを作っておりましたので、やる気がある人だとは思いますが。その後は何を作るか、ちょっとわかんないですが。

議 長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 16 番、紺野弘行委員。

16 番委員 16 番、紺野弘行です。その後、この集落から「農家になりました」という申請が農家組合のほうにありまして、今はとりあえず農家をやっております。ただし、立派にナスを作ったんですが、半分以上は収穫できない予定でありました。どうして収穫しないのかということについては、他の集落なので聞きませんでした。皆さんに審議していただく参考になればと思うんですが、集落では農家と認めて、農家が一件増えましたよという申請もありましたので、それを参考にご審議をしていただければという話を付け加えさせていただきます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

閉 会 午後 2 時 28 分